資料1

ユニバーサルデザインの浸透した都市東京に向けた
心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

意　見　具　申

（案）

令和８年 11 月

東京都福祉のまちづくり推進協議会

令和８年１１月４日

東京都知事

小池　百合子　殿

東京都福祉のまちづくり推進協議会

会長　　髙橋　儀平

ユニバーサルデザインの浸透した都市東京に向けた

心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

（意　見　具　申）

標記について、本推進協議会として別紙のように意見をまとめたので、具申します。

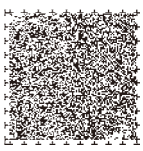

目次

はじめに…… 3

第１章　都における福祉のまちづくりのこれまでの進展
　１　都における福祉のまちづくりに関連した取組の経緯…… 4
　２　国等の動向…… 8
　３　都におけるバリアフリー化の進捗状況…… 11

第２章　心のバリアフリーの推進に向けた課題と方向性
　１　心のバリアフリーの理解と行動の促進…… 21
　２　バリアフリー設備の適正利用の推進…… 22
　３　事業者等の心のバリアフリーの取組促進…… 23

第３章　情報バリアフリーの推進に向けた課題と方向性
　１　バリアフリー情報の収集…… 24
　２　バリアフリー情報の発信…… 25
　３　情報コミュニケーションにおける支援…… 25

おわりに…… 27

参考資料
　用語解説…… 29

審議経過等
　審議経過…… 35
　第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿 …… 36

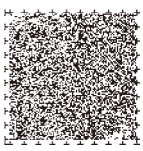

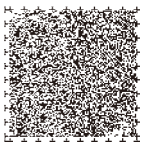

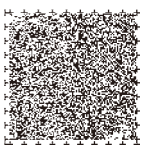

はじめに

東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人が、自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向け、高齢者や障害者等の当事者や関係団体等が長い年月をかけて福祉のまちづくりを築き上げてきた経緯を踏まえ、これまでに多くの提言を積み重ねて、都の施策を後押ししてきた。

令和６年度からの「東京都福祉のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）」では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの様々なバリアフリーの取組を都市のレガシーとして発展できるよう、「誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進」、「全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備」、「誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築」、「共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進」、「誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え」の５つの視点を設定した。

また、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標として、全 158 事業を推進計画の計画事業に位置づけ、取組を進めてきた。

この間、東京都では、令和７年に第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025 を開催し、いつでも・どこでも・誰とでもコミュニケーションを取り繋がることができる、アクセシブルな未来への道筋を具体化した。そして、その先を見据えて、障害者、高齢者、外国人など誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、デジタル技術も活用しながらハード・ソフト両面のバリアフリーを推進している。

今後は、この歩みを更に加速するため、「推進計画」の５つの視点に基づき、誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備を基盤に、心のバリアフリーや情報バリアフリーなどソフト面の取組を組み合わせて更に強力に推進していくことが重要である。

そこで、第 15 期の協議会では、審議テーマを「ユニバーサルデザインの浸透した都市東京に向けた心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進」と設定して検討を開始し、課題を可視化し、今後の方向性について丁寧に議論を積み重ねてきた。

本意見具申が、今後の施策の推進に十分に反映されるとともに、当事者の参画を得ながら、東京都や区市町村、事業者等が連携し、ユニバーサルデザインの浸透した都市東京の更なる発展に向けた取組がより一層進むことを期待する。

東京都福祉のまちづくり推進協議会
会長　髙　橋　儀　平

第１章　都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

これまで都における福祉のまちづくりは、ハード面のバリアフリー（※1）化から始まり、初めからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザイン（※2）の考え方を取り入れ、高齢者や障害者等の当事者の参加等も含めて構築してきた。ここでは、都における福祉のまちづくりの歴史的経緯を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化等の取組状況について確認する。

１　都における福祉のまちづくりに関連した取組の経緯

○　都は、昭和 56 年の国際障害者年を契機とする福祉のまちづくりの取組の中で、知事の諮問機関として昭和 59 年に「福祉のまちづくり東京懇談会」を設置した。

○　同懇談会からの提言（昭和 61 年）をもとに、さらに、障害者団体をはじめ多方面からの広範な意見を取り入れ、昭和 63 年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定した。これにより、高齢者や障害者を含む全ての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めた。

○　平成７年３月には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※3）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※4）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進することとした。

○　福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成 15 年８月の意見具申「『21 世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言した。

○　平成 21 年３月、ユニバーサルデザインを基本理念とした条例へと福祉のまちづくり条例を改正した。この条例改正により、都市施設（※5）のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設（※6）においては、届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることとなった。

○　平成 28 年度から「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全公立学校（園）においてオリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。都内全公立学校（園）では、子供たち一人一人の心と体に掛け替えのないレガシー（※7）を残すことを目指して、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚など、５つの資質を重点的に育成するため、６年間にわたり、創意工夫して充実した体験活動等に取り組んできた。

○　平成 30 年７月、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）を制定した。

○　東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化が進展したほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）の改正等が行われた。これらの動向を踏まえ、平成 30 年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトライン（※8）の配慮を整備基準に追加した。

○　また、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、平成 31 年３月、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する施行規則の改正を行った。

○　令和元年６月に「東京 2020 パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置し、懇談会メンバーは「パラ応援大使」として、パラリンピックの気運醸成とバリアフリーの推進に向け活動を行った。令和３年 12 月からは、東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に関心が高まった「パラスポーツ」、「バリアフリー」にさらに光を当て、社会に根付かせていくよう、「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」の名称で再スタートした。

○　令和３年 10 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでの「誰でも利用できる旨（だれでもトイレ）を表示」を改め、今後は「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」とすることとした。

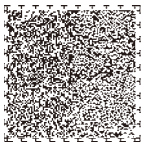

また、令和４年３月に、多様なニーズを持つ高齢者、障害者、子供を含めた全ての人がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するため、各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者向けに、「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を作成した。この中では、トイレ利用の困りごとを解消する事例を紹介し、様々な施設での自発的な取組を促している。

○　手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、令和４年６月に「東京都手話言語条例」を制定した。同条例の施行に当たり、手話の普及のための啓発リーフレット・ポスターを作成するなど、条例や手話に対する理解促進に取り組んできた。

○　平成 28 年３月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を策定し、都道のバリアフリー化を推進してきたが、令和４年５月、一部の既設道路橋は歩道に階段等があり、車椅子使用者や高齢者等の利用が困難な状況となっていることを踏まえ、エレベーターの設置などについて「優先的に整備を検討する橋梁」６橋を選定した「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」を策定した。

○　令和５年３月、バリアフリー法施行令（「道路」及び「公共交通施設」の基準見直し）及び建築物バリアフリー条例の改正（「宿泊施設」の基準見直し）に伴い、各基準との整合を図るため、福祉のまちづくり条例施行規則の「道路」及び「公共交通施設」、「宿泊施設」に係る規定の改正をした。

○　令和６年３月、誰もが使いやすい施設づくりを目指す上で、実際に施設を利用する当事者から意見を聴きながら設計等を進める、「当事者参画」の取組を促進するため、「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」を作成した。

○　令和７年３月に策定した「2050 東京戦略」（※9）ではユニバーサルデザインのまちづくり推進を掲げており、東京 2025 デフリンピックやその先を見据えて、障害者、高齢者、外国人など誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、デジタル技術も活用しながらハード・ソフト両面のバリアフリーを推進していくこととしている。

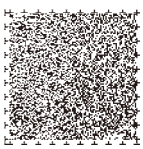

○　令和７年３月、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」（以下「東京都障害者情報コミュニケーション条例」という。）を制定し、令和７年７月に施行した。

○　令和６年６月には、バリアフリー法施行令が改正され、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し、劇場等の車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の追加が行われたことに伴い、令和７年７月、福祉のまちづくり条例施行規則においても、同基準に係る規定の改正を行った。

○　令和８年３月に、建築物バリアフリー条例の改正（「劇場等の客席」の基準新設）に伴い、各基準との整合を図るため、福祉のまちづくり条例施行規則の「観覧席・客席」に係る車椅子使用者用部分の設置数等の基準の改正を行った。

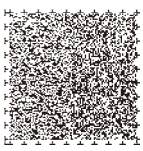

2　国等の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、「障害者の権利に関する条約」（※10）（以下「障害者権利条約」という。）等に関連した国の動向や国際情勢とも密接に関係している。

以下、近年の国等の動向を確認する。

（1）「障害者権利条約」の批准と国内法の整備

○　平成 26 年１月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約を批准した。

従来の障害のとらえ方は、障害は個人の心身機能が原因であるとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、「障害の社会モデル」（※ 11）の考え方が示されている。

○　障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。まず、平成 23 年８月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」（※ 12）の理念が盛り込まれた。

平成 25 年６月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年４月に施行された。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。

○　令和４年５月には、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定・施行された。「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて情報の取得利用・意思疎通が図れるようにする」等の理念が盛り込まれた。

○　令和４年９月には、障害者権利条約に関し、国連による初めての審査が行われ、総括所見・改善勧告が公表された。福祉のまちづくりの視点では、施設及びサービスの利用の容易さを「アクセシビリティ」として確保するべきとした上で、情報のアクセシビリ

ティ（※ 13)、学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗のアクセシビリティ、建築家や技術者教育の必要性、さらには、災害時の情報保障や仮設住宅のユニバーサルデザイン化、インクルーシブ教育（※ 14)の推進等、数多くの改善勧告が出された。

（2） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正等

○ 令和２年５月、「バリアフリー法の一部を改正する法律」が公布された。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務が盛り込まれた。

○ 令和４年３月、建築物移動等円滑化誘導基準(※ 15)が改正された。「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加するとともに、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準が設定された。また、地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能となった。

○ 令和６年６月、バリアフリー法施行令が改正され、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し、劇場等の車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の新設が行われた。

○ 国土交通省において、建築プロジェクトの構想、設計、施工、維持管理・運営の各段階において施設利用者が参画して、施設固有の事情や立地に対するユーザビリティを確認しながら、検討・整備を進められるよう、当事者参画の重要性の理解増進を図るとともに、建築プロジェクトにおける当事者参画の自発的な実施を促進することを目的として、令和７年５月、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が策定された。

○ 令和７年６月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定・施行され、手話が、これを使用する人にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとし、国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされたほか、9月 23 日が「手話の日」として定められた。

○　国土交通省の「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、主要課題として「地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくり」、「心のバリアフリー」、「ICT 活用」、「当事者参画」について議論が行われ、令和７年６月に「主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第４次目標について、最終とりまとめ」が策定された。また、これを受け、令和７年 12 月に当該取りまとめの内容を「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に反映し、目標期間を令和８年度から令和 12 年度までの５年間とした。

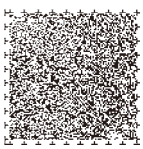

3　都におけるバリアフリー化の進捗状況

○　福祉のまちづくり推進計画では、５つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。
○　以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認・検証するとともに、取組の評価を行う。

（1）　誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

（施策の概要）
　全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していく。

ア　交通機関におけるバリアフリー化の推進

・都内の鉄道駅では、「鉄道駅エレベーター等整備事業」等により、エレベーター等による１ルート（※ 16）の確保、車椅子使用者対応トイレ（※ 17）、視覚障害者誘導用ブロック（※ 18）等の整備が進み、ほぼ全駅で完了し、ホームドアについては、都内の鉄道駅全体では 61.9% が整備完了
　都営地下鉄では、上記項目について、全ての駅で整備が完了

＜都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況＞

（累計）

	令和７年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率（%）
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	756	741	98.0%
「車椅子使用者対応トイレ」の整備状況（路面電車の駅を除く）	716	698	97.5%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	756	755	99.9%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	756	468	61.9%

・利用者本位のターミナルの実現に向けた案内サイン等の改善
　初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一等を推進
＜実施駅＞
新宿駅、渋谷駅、池袋駅、東京駅、品川駅、浜松町駅、日暮里駅、立川駅、八王子駅

・都内のノンステップバス車両の普及状況

都内を走行する路線バス車両では、「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」により、ノンステップ化が 96.8% 完了

都営バスは、平成 24 年度に全車両ノンステップ化を完了

＜都内のノンステップバス車両の普及状況＞

（累計）

	令和７年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率（%）
民営バス	4,308 両	4,125 両	95.8%
都営バス	1,435 両	1,435 両	100.0%
合計	5,743 両	5,560 両	96.8%

・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援状況

環境性能が高く、車椅子のまま乗降できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援を、これまで都内のタクシー（法人・個人）約４万台のうち 21,489 台（約５割）へ実施

＜補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
UD タクシー	1,043 台	2,116 台	1,770 台	1,804 台	1,912 台

【取組の評価】

- 都内の鉄道駅での 1 ルート確保は、ほぼ全駅で達成された。更に、複数の出入口や乗換経路におけるバリアフリールートの確保について、都が令和元年９月に取りまとめた「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（以下「優先整備の考え方」という。）に基づき整備が進められており、今後も引き続き促進していく必要がある。
- ホームドアについては、都は「優先整備の考え方」において、利用者が 10 万人以上 / 日のターミナル駅に加えて、10 万人未満 / 日の駅についても優先的に取り組むべき駅の考え方を示し、整備が進められてきている。引き続き、「優先整備の考え方」に基づき、整備を促進していく必要がある。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化やユニバーサルデザインタクシーの導入が進んでおり、今後も引き続き促進していく必要がある。

イ　道路におけるバリアフリー化の進捗状況

・都道のバリアフリー化の進捗状況

令和７年３月に策定した「第２次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、令和７年度末時点で約４㎞の優先整備路線を整備

＜「第２次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備実績＞

	令和7年度
都道	4ｋm

・歩行者感応式・視覚障害者用の信号機(※19)、エスコートゾーン(※20)の整備状況

(整備箇所数・年度末時点・累計)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歩行者感応式信号機	667 か所	665 か所	662 か所	660 か所	656 か所
視覚障害者用信号機	2,738 か所	2,782 か所	2,822 か所	2,862 か所	2,855 か所
エスコートゾーン	746 か所	777 か所	859 か所	926 か所	1,057 か所

【取組の評価】

● 歩道の段差解消・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者感応式・視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの設置などについて、計画的に推進することにより、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性を向上させており、今後も継続していく必要がある。

ウ　面的なバリアフリー整備

・東京都施行市街地再開発事業の実施状況

東京都施行市街地再開発事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2地区	1地区	1地区	1地区	1地区

・東京都施行土地区画整理事業の実施状況

東京都施行土地区画整理事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2地区	2地区	2地区	2地区	2地区

・バリアフリー基本構想・マスタープランの策定状況

令和７年度末時点で、都内 21 区 10 市で移動等円滑化基本構想（※ 21）（以下「バリアフリー基本構想」という。）を策定、６区４市で移動等円滑化促進方針（※ 22）（以下「マスタープラン」という。）を策定し、地域住民とも連携しながら面的なバリアフリー整備を実施

＜バリアフリー基本構想策定に係る補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助実績	2区2市	3区	1区1市	2区3市	7区2市

＜マスタープラン策定に係る補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助実績	3区1市	4区	2区1市	3区１市	2区

【取組の評価】

● 区市町村では、事業の進捗に伴って移動等円滑化促進地区（※ 23）や重点整備地区（※ 24）は増加するとともに、地区内においては、面的なバリアフリー整備に取り組んでおり、今後も更に促進を図っていく必要がある。あわせて、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいる。

（２） 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

（施策の概要）

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していく。

ア　建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

・福祉のまちづくり条例の運用状況

＜福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）＞

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
届出件数	916 件	990 件	1,113 件	1,076 件	1,000 件

・バリアフリー法の運用状況

＜バリアフリー法の新規認定件数（実績）＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規認定件数	15 件	8件	17 件	8件	8件

・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業の実施状況

＜補助実績＞

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
住民参加	7件	9件	5件	4件	2件
トイレの洋式化	368 基	998 基	1,314 基	514 基	490 基

＊令和３年度をもって事業終了

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

＜補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助実績	57 件	26 件	13 件	14 件	29 件

＊令和７年度は交付申請件数、令和６年度以前は交付決定件数

・赤ちゃん・ふらっと事業

令和７年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,654 か所

＜補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助実績	59 か所	26 か所	36 か所	25 か所	81 か所

【取組の評価】

● バリアフリー法や建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、着実に建築物のバリアフリー化が進んでいる。区市町村の施設において、高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえた整備が進んでおり、今後も当事者参加の施設整備を促進していく必要がある。

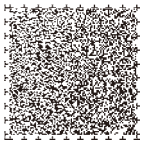

イ　公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

＜福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規開園面積	7.5ha	10.2ha	9.9ha	9.5ha	7.3ha

【取組の評価】

●　全ての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園の整備が着実に進んでおり、今後も計画的に進めていく必要がある。

ウ　公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜建替実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
建替実績	2,530 戸	2,988 戸	2,149 戸	1,911 戸	1,406 戸

＜既設都営住宅の住宅設備改善等実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者向け改善（*）	3,070 戸	3,899 戸	3,206 戸	3,180 戸	2,621 戸
障害者向け改善（*）	230 戸	271 戸	212 戸	220 戸	176 戸
エレベーター設置	31 基	23 基	8基	6基	6基

（*）高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

（*）障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

・区市町村公営住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜補助実績＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助実績	20 戸	218 戸	92 戸	312 戸	0 戸

＊戸数：都による整備費補助件数

・民間住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績＞　（累計）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
供給実績	23,858 戸	24,224 戸	24,493 戸	24,568 戸	24,412 戸

【取組の評価】

● 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進している。このほか、高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。

（3） 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

（施策の概要）

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していく。

・点字による即時情報ネットワーク事業

（令和７年度の実績）

点字版　実施回数 240 回　　延配布者数 23,760 人

＊即時情報：新聞等による最新情報

・点字録音刊行物作成配布事業

（令和７年度の実績）

都刊行物：年間 12 種類　1 種類につき、点字：723 部　録音物：1,130 部

・手話のできる都民育成事業

手話通訳者養成事業や、リーフレットやイベント、動画による手話の普及啓発を実施

＜手話通訳者養成事業修了者数＞　（累計）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
修了者数	9,906 名	10,059 名	10,319 名	10,590 名	10,845 名

・東京ひとり歩きサイン計画

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム

（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新するとともに、平成２６年度改訂の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。
＊令和２年度末時点で 554 基を整備（新規設置は令和２年度で終了）

【取組の評価】
● 障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組について、様々な手段により情報バリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。

（４） 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

（施策の概要）
誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していく。

・普及啓発の充実
①「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）
② 心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウムの開催（平成 28・29 年度）
③ 心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施（平成 28 年度～）
④「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）
⑤ １都３県共同での障害者等用駐車区画（※ 25）の普及啓発活動（平成 28 年度～）
⑥「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）
⑦「心のバリアフリー」ホームページによる情報発信（令和５年度～）
⑧ 子供向けバリアフリーアニメの制作（令和７年度）

・東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業の実施（平成 30 年度～）
＜サポート企業登録数＞

（累計）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録数	405 社	492 社	543 社	600 社	643 社

・ヘルプマーク（※ 26）の推進

＜配布個数＞

（累計）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配布個数	約 465,000 個	約 536,000 個	約 621,000 個	約 710,000 個	約 800,000 個

ヘルプマークは、平成 29 年に JIS（案内用図記号）に採用され、令和３年時点で全国で導入されている。

・身体障害者補助犬給付事業

＜給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
給付実績	11 頭	９頭	10 頭	９頭	５頭

・駅前放置自転車対策の進捗状況

＜放置自転車等＊の台数の推移＞（＊原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
台数	19,430 台	17,559 台	16,679 台	16,042 台	14,366 台

・福祉教育の充実

小中学校 1,873 校、都立高校等 192 校で福祉教育を実施　＊全校において実施

【取組の評価】

● 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しており、今後も継続していく必要がある。

（5） 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

（施策の概要）
　令和６年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者（※ 27）等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていく。

・帰宅困難者対策における要配慮者への支援
（令和７年度末時点の実績）
　企業防災アドバイザーの派遣 21 回
　企業防災アドバイザーによるオンラインセミナー（YouTube）15 回分
　新たな普及啓発動画の累計再生回数（YouTube） 約 226 万回

・ヘルプカード（※ 28）作成促進事業
（令和７年度末時点の実績）
　作成、配布：53 区市町村（累計）

・社会福祉施設等の耐震化の促進
　自力での避難が難しい方の利用が多い施設であり、一部は、福祉避難所として地震発生時に被災者の受入れ機能を果たすことから、民間社会福祉施設等への補助を実施
（令和３年度末時点の実績）
　社会福祉施設等の耐震化率　93.5%（全 22,922 棟のうち、耐震化済 21,423 棟）

・社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進
（令和７年度の実績）
　補助件数：1,494 件

【取組の評価】
● 災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

第２章　心のバリアフリーの推進に向けた課題と方向性

都の心のバリアフリーの推進に向けて、第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を３つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なる心のバリアフリーの推進に向けた課題と今後の方向性を示す。

＜目指す将来像＞

○　ハード面のバリアフリー化に加えて、ソフト面の対応で、円滑な移動や活動ができるよう、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けることが当たり前の社会が実現している。

＜３つの項目＞

1　心のバリアフリーの理解と行動の促進
2　バリアフリー設備の適正利用の推進
3　事業者等の心のバリアフリーの取組促進

1　心のバリアフリーの理解と行動の促進

【現状】

○　都は、都民の心のバリアフリーの認知度を、令和３年度の 50%（東京都福祉保健基礎調査（※ 29）「都民の生活実態と意識」）から、令和 12 年度末までに 75%とすることを目標としている。

○　心のバリアフリーに関する事業として、全世代を対象とした「心のバリアフリーの集中的広報事業」、小中学生向けの「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」、事業者を対象とした「心のバリアフリーサポート企業連携事業」などに取り組んでいる。

○　国は、「主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第４次目標について（最終とりまとめ）」において、「心のバリアフリー」の用語の認知度については、具体的に行動ができているかを評価する方が重要であるとの意見を踏まえ、「障害の社会モデルの理解」や「不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供」、「共感力、コミュニケーション促進」など「心のバリアフリー」の３つの体現ポイントをベースとした指標に置き換えることとした。

また、「高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合」についても、３つの体現ポイントの指標に包含されることから、それに置き換えることとした。

新たな目標として、①「障害の社会モデル」の理解度について、約 60%、②障害のある人へ支援をしようとする人の割合について、原則として約 100%、③多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合について、原則として約 100% とする目標値を設定した。

【課題と今後の方向性】

○　心のバリアフリーの実践に向けて、心のバリアフリーの認知度の向上だけでなく、心のバリアフリーを理解して行動するという行動変容につなげるためには、心のバリアフリーの用語としての認知度に加え、障害の社会モデルや心のバリアフリーが目指す内容の理解度を測るための新たな評価指標を検討することが重要である。

○　次世代を担う子供たちが心のバリアフリーを実践できるよう、子供に分かりやすく伝えるための様々なアプローチ方法を探ることが必要である。

○　多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合うことができるよう、学校現場や地域福祉に関する活動を行う団体など様々な主体と連携し、心のバリアフリーについて学ぶ機会を創出していくことが必要である。

○　内部障害や知的障害、精神障害、聴覚障害など外見からは分かりにくい障害や、視覚と聴覚の両方に障害がある盲ろうなど、様々な障害があることを理解し、それぞれの人に応じた配慮があることに気づき、対応することで、円滑な移動や施設利用、情報の入手が可能になり、社会参加することができることについて、都民への更なる普及啓発が必要である。

○　これまでのホームページによる情報発信や集中的な広報活動の効果検証を踏まえ、広報の対象や手法を再検討した上で、障害の有無に関わらず、より多くの都民に届き、行動変容につながるよう、広報活動を強化していくことが重要である。

2　バリアフリー設備の適正利用の推進

【現状】

○　都は、バリアフリートイレ、点字ブロック、障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備について、誰もが設置目的どおりに利用できるよう、事業者や都民を対象にバリアフリー設備の適正利用の普及啓発を実施している。

・ガイドライン、ハンドブックやリーフレット等を活用した普及啓発
・各種イベントを通じた普及啓発活動
・バリアフリー設備の適正利用についての解説動画の作成
・「心のバリアフリー」ホームページでの体系的な情報発信
・１都３県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動

【課題と今後の方向性】

○　バリアフリートイレや障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備を必要とする人は、車椅子使用者だけでなく、内部障害者や知的障害者、精神障害者など外見から分かりづらい人もいることから、バリアフリー設備を必要とする多様なニーズがあることについて、都民への理解を促進することが必要である。

○　バリアフリーの設備や機能を必要とする人が、必要な時に円滑に利用できるようにするために、都民の理解や協力を促す効果的な普及啓発を実施していくことが重要である。

3　事業者等の心のバリアフリーの取組促進

【現状】

○　都は、事業者の取組を促進するため、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として公表し、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図っている。

○　区市町村職員等を対象にしたハンドブック、リーフレットを作成するほか、心のバリアフリーの取組を行う区市町村を包括補助で支援している。

【課題と今後の方向性】

○　事業者等と連携し、心のバリアフリーの社会的気運を醸成することが必要であり、複数の事業者の連携・協働による取組や従業員への普及啓発も含め、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する事業者等が増えるよう、多様な手法で働きかけていくことが重要である。

○　心のバリアフリーの理解を促進するためには、当事者視点での取組が重要であり、当事者が参画する実践的なセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーに係る普及啓発イベントの開催等により、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供できるよう、区市町村の取組への支援を強化していく必要がある。

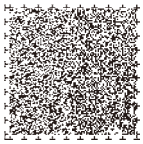

第３章　情報バリアフリーの推進に向けた課題と方向性

都の情報バリアフリーの推進に向けて、第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を３つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なる情報バリアフリーの推進に向けた課題と今後の方向性を示す。

＜目指す将来像＞

○　全ての人が、必要な情報を、適切な時期に、多様な情報伝達手段により、容易に入手及び発信し、相互に円滑なコミュニケーションを図ることができる情報バリアフリー環境が整備されている。

＊　ここでは、全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、容易に入手及び発信できる環境のことを「情報バリアフリー」と定義し、高齢者や障害者等が移動に際して、自分に適した経路や方法を選択するための情報を「バリアフリー情報」と定義する。

＜３つの項目＞

１　バリアフリー情報の収集
２　バリアフリー情報の発信
３　情報コミュニケーションにおける支援

１　バリアフリー情報の収集

【現状】

○　高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトとして「とうきょうユニバーサルデザインナビ」（※ 30）を運営している。

○　都立・区市町村立施設、鉄道駅の「車椅子使用者対応トイレ」に関するバリアフリー情報をオープンデータ（※ 31）として公開している。

○　国は、バリアフリー施設等の情報を全国で利用できるよう、写真による簡易なデータ整備も可能なバリアフリー施設等データの標準化等に取り組んでいる。

【課題と今後の方向性】

○　都民が、周囲の支援がなくてもスムーズに移動できるために、外出する際に必要な都内のバリアフリー情報を容易に入手できるよう、都のポータルサイト等でのデータ収集を更に充実させていく必要がある。

○　バリアフリー情報の収集においては、施設の写真が有用であることから、事業者等に

写真の撮影及び提供への理解を得ることが重要である。

○　バリアフリー情報については、個人情報等の取扱いに十分に配慮した上で、利活用が促進されるよう、正確なデータ収集の必要性の理解と協力を促進していくことが重要である。

2　バリアフリー情報の発信

【現状】

○　「TOKYO ユニバーサルデザインガイドライン (視覚情報版)」（※ 32）を策定し、庁内をはじめ、区市町村職員を対象とした説明会を実施したほか、解説動画を都のホームページに掲載し、周知を図っている。

○　視覚障害者や聴覚障害者に向け、都の広報物における点字・音声・手話・字幕・多言語等による情報保障等を実施している。

○　「とうきょうユニバーサルデザインナビ」では、高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を発信している。

【課題と今後の方向性】

○　バリアフリー設備の状況が分かるよう、各施設管理者による情報発信が必要であり、多くの人が訪れる施設のバリアフリー情報について、施設管理者等によるホームページ等での自主的な情報発信の取組を促進していくことが重要である。

○　区市町村による情報の発信にばらつきが生じないよう、区市町村が実施する情報バリアフリーに係る取組への更なる支援が必要である。

○　区市町村や事業者等の多様な主体がユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報発信の取組を行えるよう、当事者が参画した実践事例や好事例を周知することで、更なる取組の促進を図っていくことが必要である。

3　情報コミュニケーションにおける支援

【現状】

○　障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」を令和７年７月に施行した。

○　東京都障害者 ICT 総合支援センターにおいて、デジタル技術の利用相談・体験実習・情報提供や区市町村職員等向けの講習等を実施している。

＊「東京都障害者 IT 地域支援センター」から「東京都障害者 ICT 総合支援センター」に改称（令和８年４月１日）

○　障害者の意思疎通に資する情報保障機器の開発・普及促進を支援している。

○　ポスターやリーフレット、デジタルブックの作成等により、障害者情報コミュニケーションの普及啓発を実施している。

【課題と今後の方向性】

○　イベントや説明会等を含め、社会のあらゆる場面での情報保障を促進していくことが求められており、ポスターやリーフレットに加え、ホームページや SNS 等を活用し、情報コミュニケーションの更なる普及啓発が必要である。

○　社会のあらゆる場面で、相互に円滑にコミュニケーションを図るとともに、情報を得ることが困難な人が、必要な情報を受け取りやすくするため、情報の発信だけでなく、受信する側についても支援が必要であり、意思疎通支援者（※ 33）の人材育成及び確保のための取組等や、デジタル機器に不慣れな人へのサポートなどデジタル情報等の利用・活用支援を更に充実させていくことが重要である。

おわりに

今期の協議会では、心のバリアフリーや情報バリアフリーなどソフト面の取組を更に充実していくことを確認し、「ユニバーサルデザインの浸透した都市東京に向けた心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進」というテーマで約１年半にわたり丁寧に議論を積み重ね、本意見具申を取りまとめた。関係各位のご協力に、心より感謝申し上げる。

今後、これまでに議論してきた現在の到達点と課題を踏まえ、都民、東京都、区市町村、事業者が、それぞれの役割を明確にして連携し、ソフト面の取組を充実強化することで、誰もが平等に社会参加でき、安全、安心、快適に過ごすことができる福祉のまちづくりを強力に推進していくことを期待する。

一方で、今なお東京都の福祉のまちづくりの推進には多くの課題が残されている。今期のテーマである心のバリアフリーと情報バリアフリーの取組に加え、今なおハード面におけるバリアフリーについても、東京都が取り組むべき、さまざまな課題がある。多様な利用者の利便性や安全性を念頭に置いた鉄道駅などの公共交通、建築物における更なるバリアフリー化、道路・公園を含めた面的な整備、誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え等の総合的な取組など、ハード・ソフトの取組を連結させ、一体的に加速させる必要がある。それらは、今後の協議会で引き続き議論していくべきものである。

福祉のまちづくりとは、日常的な絶え間ない活動の集積である。高齢者、障害者、子供、外国人、妊産婦など、全ての人の基本的人権が尊重され、自由に行動し、社会参加できるまち東京の実現に向けて、私たちは不断の努力を重ねていかなければならない。これまでの成果と議論を未来につなぐとともに、さらに一歩踏み出すことは、後世に対する都民全ての責務であり、引き続き関係各位のご協力をお願いする。

東京都福祉のまちづくり推進協議会
会長　髙 橋　儀 平

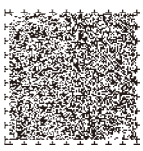

参考資料

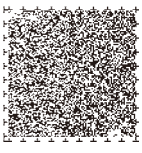

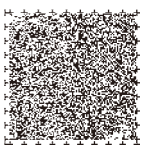

用語解説

※１　バリアフリー

　高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物 制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※２　ユニバーサルデザイン

　年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること

※３　一般都市施設

　建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設

※４　特定施設

　一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設

※５　都市施設

　福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は整備基準への適合努力義務がある。

※６　特定都市施設

　都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模の施設。新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着手前の届出が必要となる。

※７　レガシー

　一般的には「遺産」や「伝統」を意味するが、本意見具申では、「オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵」として用いている。

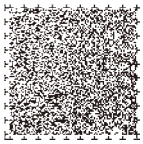

※8　サイトライン

劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる可視線

※9　2050 東京戦略

新たな都政の羅針盤として令和７年３月に策定された都の総合計画

※ 10　障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成 26 年に批准した。

※ 11　障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方

※ 12　合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

※ 13　アクセシビリティ

障害者等が他の人と同じように施設やサービス等を利用できること

※ 14　インクルーシブ教育

障害の有無や国籍等にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、共に学ぶ多様な場を備えた教育

※ 15　建築物移動等円滑化誘導基準

　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（義務基準に比べてより望ましい基準）

※ 16　１ルート

　駅出入口からホームまで段差無く移動できる一つのルート（バリアフリールート）

※ 17　車椅子使用者対応トイレ

　車椅子が回転できる広いスペースがあり、便器に移乗するための手すりなど車椅子使用者が円滑に利用するための設備を設けたトイレ

※ 18　視覚障害者誘導用ブロック

　視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※ 19　歩行者感応式・視覚障害者用の信号機

　「歩行者感応式信号機」は、画像感知器（カメラ）により自動で歩行者を感知し、横断青時間を延長又は短縮する信号機。「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間や横断方向を音響で知らせる機能が付いた信号機

※ 20　エスコートゾーン

　道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※ 21　移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）

　バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※ 22　移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

　バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、移動等円滑化促進地区（※23 参照）において面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしたもの

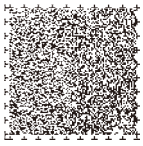

※ 23　移動等円滑化促進地区

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区のうち、マスタープランで指定した地区

※ 24　重点整備地区

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区のうち、バリアフリー基本構想で指定した地区

※ 25　障害者等用駐車区画

車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画で車椅子使用者用駐車区画とそれ以外の区画を含む

※ 26　ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク。なお、7月 20 日を「ヘルプマークの日」として定めている。

※①　内部障害

からだの内部に障害があること。身体障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある

※②　難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

※ 27　要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※ 28　ヘルプカード

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード

※ 29　東京都福祉保健基礎調査

東京都では、社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定し、「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、令和３年度は「都民の生活実態と意識」について調査を行った。

※ 30　とうきょうユニバーサルデザインナビ

高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト

※ 31　オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ。東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※ 32　TOKYO ユニバーサルデザインガイドライン (視覚情報版)

視覚情報のためのユニバーサルデザインについて理解を深め、誰にでも見やすく分かりやすい情報提供をするために、業務を行う上で必要となる知識と配慮すべき事項をまとめたガイドライン

※ 33　意思疎通支援者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害者等と他者の意思疎通を支援する者

(意思疎通支援の具体例)

・聴覚障害者：手話通訳、要約筆記

・視覚障害者：点訳、音訳

・盲ろう者：直接本人に接触する触手話、指点字、手書き文字

・失語症者:会話における理解や表現の補助（必要に応じて道具や絵の利用等）

等

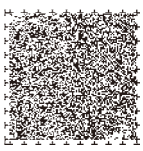

審議経過等

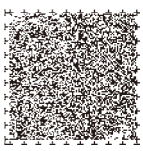

審議経過

開催月日	会議種別	審議内容等
令和７年 ６月 10 日	第１回推進協議会	・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会の審議事項等について
６月 10 日	第１回専門部会	・検討スケジュールについて
10 月 16 日	第２回専門部会	・都におけるバリアフリー化の主な進捗状況（令和６年度末） ・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討（心のバリアフリーに関する論点等）
令和８年 ２月 19 日	第３回専門部会	・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討（情報バリアフリーに関する論点等）
４月 23 日	第４回専門部会	・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申骨子（案）に関する検討
７月 17 日	第５回専門部会	・都におけるバリアフリー化の主な進捗状況（令和７年度末） ・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申（案）に関する検討
11 月４日	第２回推進協議会	・第 15 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申

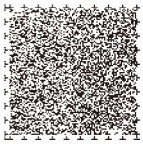

第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

【任期：令和７年５月２日～令和９年５月１日】
（分野ごと五十音順・敬称略）

分野		氏名（◎は会長）	所属団体役職等	専門部会
学識経験者	建築	◎ 髙橋 儀平	東洋大学名誉教授	◎
	社会福祉	小山 聡子	東京家政大学人文学部教育福祉学科教授	○
	建築	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所客員研究員	○
	都市交通計画	小嶋 文	埼玉大学理工学研究科准教授	○
	都市計画	佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	○
	ＩＣＴ	須田 裕之	筑波技術大学名誉教授	○
	教育・心理	星 祐子	国立特別支援教育総合研究所特任研究員	○
8名	社会福祉	宮脇 文恵	宇都宮短期大学人間福祉学科教授	○
民間事業者	商業	大久村 真澄	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会事務局長	○
	ホテル	小林 由人	一般社団法人日本ホテル協会事務局長（令和８年２月４日まで）	○
		藤井 多聞	一般社団法人日本ホテル協会東京支部事務局長 （令和８年２月５日から令和８年９月13日まで）	○
		傳寶 貴子	一般社団法人日本ホテル協会東京支部事務局長 （令和８年９月14日から）	○
	鉄道	西尾 佳章	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長 （令和７年９月２日まで）	○
		栗原 明宏	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸部長 （令和７年９月３日から）	○
	バス	濱 勝俊	一般社団法人東京バス協会理事長 （令和８年２月４日まで）	○
		中村 浩一	一般社団法人東京バス協会常務理事 （令和８年２月５日から）	○
	鉄道	深尾 和代	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部企画部長	○
6名	商工会議所	三宅 泉	東京商工会議所練馬支部副会長	○
都民	障害者団体	市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長	○
		越智 大輔	公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構常務理事	○
		菊地 高	東京都精神障害者団体連合会事務局長 （令和８年３月31日まで）	○
		本田 道子	東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員 （令和８年４月20日から）	○
		宮川 純	公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長	○
		渡邉 理津子	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会理事	○
	地域の福祉関係者	織田 友理子	認定特定非営利活動法人ウィーログ代表理事	○
		兼子 久	公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長	○
		二條 実穂	元車いすテニスプレーヤー（2016リオデジャネイロ大会出場）	○
		山本 ナミエ	東京都民生児童委員連合会常任協議員 （令和８年２月４日まで）	○
		岩崎 光子	東京都民生児童委員連合会常任協議員 （令和８年２月５日から）	○
	公募委員	内田 修	（都民公募）	○
11名		慶野 英里名	（都民公募）	○
関係行政機関	国	小幡 章博	国土交通省総合政策局共生社会政策課長 （令和８年10月23日まで）	
		木村 久美	国土交通省総合政策局共生社会政策課長 （令和８年10月24日から）	
		前田 亮	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） （令和８年９月１日まで）	
		髙木 直人	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） （令和８年９月２日から）	
		前田 忠秋	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長	
	特別区	成澤 廣修	文京区長	
5名	市町村	小林 洋子	小平市長	
		委員　30　名		

※専門部会の「◎」は部会長

令和８年11月発行

登録番号（8）５４

ユニバーサルデザインの浸透した都市東京に向けた
心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進
意見具申

編集・発行　東京都福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話０３（５３２０）４０４７
印　刷　所　シンソー印刷株式会社
電話０３（３９５０）７２２１

○　この印刷物は、どなたにも見やすく読みまちがえにくいユニバールデザインフォントを使用しています。
○　また、色覚などの個人差を問わず、より多くの人に必要な情報が伝わるようにユニバーサルデザインに配慮しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。